

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 1 月総会議事録

期 日 令和 7 年 1 月 10 日 (金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和7年1月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(8人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
	5番 松江 英幸	
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	

3、欠席委員(5人)

3番 藤川 航
4番 西山 一郎
6番 宗吉 弘行
12番 原 健治
13番 横田 裕子

農地利用最適化推進委員(1人)

千住 幹雄

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、 ●●番 ●●委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議案第2号 非農地証明願いについて(3件)

議案第3号 川崎町道の駅建設に関する農用地利用上の意見照会について

その他

事務局 長

今から、令和 7 年 1 月の農業委員会を開催いたします。
本日は、新年、最初の総会でありますので、町長と議長にお越し
いただいております。

ではまず最初に原口町長より新年の挨拶をいただきたいと思いま
す。町長お願いします。

原口 町長

それでは皆さんあらためまして、新年明けましておめでとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会の今年第 1 回目の総会ということですね、御案内い
ただきました。

川崎町の農業政策、農業に関わる部分でですね、農業委員会の方
々には本当にですね、お世話になって御尽力をさせていただいて
いるところでございます。

改めて感謝を申し上げたいと思います。

川崎町を取り巻く農業といいますか、農業政策につきましてはで
すね、私どもより皆様方には詳しいところもあるのではないかな
と思いますけども、なかなかですね、農業の発展、農業振興とい
うのは難しいというところもございます、今は生産力拡大委員
会というの、川崎町でつくっております。

そのような方々の御意見を聞きながらですね、実効ある農業政策
を進めていきたいと思っているところでございます。

そして、何よりですね、道の駅ということで皆様方が関心を持っ
ていただけてるところでございます。

令和 9 年度に完成予定ということですね、つい最近議会のほう
にも御説明いたしました。

大体の図面ができ上がってきたところでもございまして、それ
を利用いたしましてですね、農業の振興をはかってまいりたい。

ただ、いま農業における 1 番の課題はですねやはり皆様方御存じ
のとおり、後継者の不足、これはやっぱり過疎高齢化が進む中で
ですね、そういった事態が起こってるのではないかなというふう
に考えております。

後継者が不足して、農業生産の実際もですね、皆様方と相談しな
がら、どうにか所得が増えるような農業政策をですね、考えてい
きたいなと思っているところでございます。

そのためにもですね、道の駅を利用していただきたい。

今後もですね、皆様方の知恵をお借りしながら、農業政策を進め
てまいりたいというふうに考えておりますので、今後も引き続
き、御協力をお願いしたいと思っているところでございます。

簡単でございますけど、新年のあいさつに代えさせていただき
たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 長

ありがとうございました。

続きまして、川崎町議会を代表して、大谷議長にお越しいただい
ております。新年の挨拶をいただきたいと思います。

では、よろしくお願い致します。

大谷 議長

あらためまして、皆さん新年あけましておめでとうございます。
ただいま御紹介いただきました、議会議長の大谷でございます。
議会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は川崎町農業委員会総会にお招きをいただき、誠にありがとうございます。

また日頃より、川崎町の農業振興のため、多大なる御尽力いただき深く感謝申し上げます。

言うまでもなく、豊かな自然に囲まれた川崎町にとって、農業は生活の基盤であるとともに、まちの活性化を図る上で欠かすことの出来ない主要な産業の一つであります。

議会といたしましても、町の農業政策について、建設産業常任委員会での調査や各議員の一般質問の中、本町の農業が抱える課題解決に向けて、議会一丸となって取り組んでいるところでございます。

本日お集まりの皆さんにおかれましては、今まで培ってきた知識と経験を生かして、川崎町の農業が直面する課題の解決と農地利用促進のため、今後とも何とぞお力添えをいただきたいと存じます。結びになりますが、皆様の御健勝と、川崎町農業委員会のますますの御発展を祈念いたしまして、議会を代表しての挨拶いたします。本日は誠にありがとうございます。

事務局 長

それでは、町長議長は公務のため、ここで退席させていただきます。町長、議長ありがとうございました。

それでは田所会長、挨拶をお願いします。

田所 議長
委 員
議 長

あらためておめでとうございます。

おめでとうございます。

昨年は集落座談会、また農地パトロール、また一筆調査ということで、大変ご苦労かけたかと思えます。

今年もですね、農業後継者、町長も申しました農業後継者不足、また、農業者の高齢化がどんどん進んでおるということで荒廃農地の拡大が非常に懸念されます。

そういうことで、これを少しでもですね、減らしていきたいというふうに考えております。

皆さん方の協力をお願いしたいというふうに思っております。

また福岡県ではインフルエンザが今非常にはやっておるということで、学級閉鎖が行われているようでございます。

そういうことで、風邪等またコロナにも十分注意していただきたいというふうに思います。

そういうことで、本年一年もよろしくをお願いしたいと思えます。以上です。

事務局 長

はい、ありがとうございました。

●●さん●●さん。

●●さんより欠席の連絡がありました。

ちょっと今日、●●さんがみえてませんので、本日は農業委員13名中4名の欠席であり、定数に達していますので総会は成立

議 長	します。 また、推進員さん 6 名中 1 名の欠席があります。 これより議事を行いたいと思います。 これより議事に入ります。 議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。 議事録署名委員は、議長において指名することにご意義ございませんか。 異議なしと認め、議事録署名委員は、●●番●●委員、●●番●●委員おねがしいたします。 それでは、議案第 1 号・番号 1 農地法 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。	
	係 長	はい。 議案第 1 号・番号 1 農地法 3 条の規定による許可申請について 申請人、譲受人、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●。 氏名、●●、年齢 67、家族構成人員 4、農主 1、農従なし、耕作面積、借入地 462 平米であります。 農機具の状況としましては、耕運機刈払機等を持っています。 譲渡人、神奈川県横浜市●●区●●●●丁目●●番●●号、氏名、●●、年齢 65、人員 2、農主、農従ありません。 自作地、763 平米であります。 農機具はなにも持っていません。 土地の所在、大字安真木、字●●、地番●●番●●、地目、畑、地積 763 平米、通作時間、徒歩 3 分、申請理由は売買であります この議案は●●氏は現在●●におばさんより畑をかりてユズとメロンを栽培しており、De 愛にも商品をおろしているとの事で、今回、家の近くに土地をみつけたところ、農地である事がわかり、譲渡人と話をしたところ、話がすすみ今回の 3 条申請での売買となりました。今回のこの土地でも、ユズとメロンの栽培を行うとの事でした。1 2 月 2 3 日に●●委員と●●委員とで現地確認をしてきました。2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけています。よろしくお願いします。
		議 長

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
ありがとうございます。賛成多数ですので、原案どおり承認といたします。
続きまして、議案第2号・番号1について事務局説明方をお願いいたします。

係 長

はい。
議案第2号・番号1 非農地証明願いについて
申請者、住所、田川郡添田町大字添田●●番地の●●朝日ヶ丘団地●●号、氏名、●●、土地の所在、大字安真木字浦園、地番●●番●●、地目、畑、現況、山林、地積 572 平米。
申請理由は平成2年より畑として課税されていますが、固定資産係に確認したところ、見落として来年度より山林に課税変更予定との事で、農地への復旧が困難な状況です。
この議案は、6ページの航空写真及び7ページの現況写真をご覧ください。この場所は議案第1号の3条申請の横の場所になります。現地は隣地の●●さん宅より一段高い位置にあり、家の周りだけは草刈りをしていますが、それ以外は雑木林の様相となっています。12月23日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。本来ならここで現地確認した●●委員に補足説明をいただくんですが、議案第1号・番号1と同様委員の欠席により補足説明がありません。
今係長のほうから報告あった中で、審議ということになりますと思いますが、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なし)

ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第2号・番号1 非農地証明願いについて
承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
ありがとうございます。賛成多数ですので、原案どおり承認といたします。
続きまして、議案第2号・番号2について事務局説明方をお願いいたします。

係 長

はい。
議案第2号・番号2 非農地証明願いについて
申請者、住所、田川市大字猪国●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字鬼塚、地番●●番●●、地目、田、現況、雑種地、地積 144 平米。申請理由は平成2年度より宅地として課税され、平成26年度より雑種地として課税されています。農地への復旧が困難な状況にあります。
この議案は、9ページの位置図をご覧ください。申請地は●●の横になります。
申請地より道路側の空き地は宅地であり、奥の部分の申請地が登記上、田となっています。11ページの現況写真を御覧下さい。

現況は写真のように背の低い草が生い茂っている状況です。固定資産係に確認したところ、平成25年までは建物が建っていたため宅地として課税していたが、上物が無くなった為、平成26年度より雑種地として課税しているとの事で、20年以上農地として課税されていない状況です。

12月23日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。よろしくお願いします。

事務局の説明が終わりました。現地を確認した●●委員、補足説明をお願いします。

議 長

周囲も住宅であり用水路もない為、農地への復旧は困難と思われます。

●●推進委員

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

議 長

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第2号・番号2 非農地証明願いについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第2号・番号2 非農地証明願いについては原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第2号番号3について事務局説明方お願いいたします。

係 長

はい。

議案第2号・番号3 非農地証明願いについて

申請者、住所、北九州市八幡西区西神原町●●番●●号、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字法印橋、地番●●番●●ほか合計3筆、地目、田、現況、宅地、地積合計613平米。申請理由は20年以上も前より宅地として課税されている。農地への復旧が困難であるとなります。

この議案は、15ページの左側の●●番●●であり、現在家が建っています。右側が●●番●●であり、側溝のグレーチングの横のコンクリート部分です。

16ページを御覧下さい。16ページ●●番●●の部分となり物干し台を置いている部分となります。

20年以上前より宅地として課税されている状況です。

12月23日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきた。よろしくお願いします。

事務局の説明が終わりました。現地を確認した●●委員、補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局の説明どおり家が建っているので復旧は困難と思います。

議 長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

		議案第2号・番号3 非農地証明願について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。 賛成多数ですので議案第2号・番号3 非農地証明願については原案どおり承認といたします。 続きまして、議案第3号は●●委員に関係する●●委員退席をお願いします。 議案第3号・番号1●●の建設に関する農用地利用上の意見照会について、事務局説明をお願いします。 はい。 議案第3号・番号1●●建設に関する農用地利用上の意見照会について、申請者、川崎町大字田原●●番地の●●、●●、土地の所在、大字田原字寺ノ前●●番●●ほか合計25筆、地目、田、地積、合計25,25平米。変更理由、●●の建設。 この議案は●●の●●を用いて事業を行うため、県より、農業委員会に意見を貰ってほしいとの事でしたので、本来であるならば土地の所有者より、まず青地から白地への除外申請をしてもらい、その後5条申請となりますが、●●が●●を用いて事業を行う為、●●からの意見照会となりました。 19ページをご覧ください。このことから、すなわち、●●が●●を用いて事業を行う場合は、除外申請や、5条申請の必要なく事業が行えるという事でございます。この●●を用いて、農地に●●を建設するにあたり、県より、県より地元農業委員会の意見を貰って欲しいとの事でしたので、今回の意見照会となりました。 22ページに位置図、23ページに航空写真、24ページに全体配置図、25ページに排水系統図、26ページに現況写真をつけています。よろしくお願いします。 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手をお願いします。
議	長	ございませんか。無いようですので、お諮りいたします。 議案第3号・番号1●●の建設に関する農用地利用上の意見照会について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 賛成多数ですので、議案第3号・番号1●●の建設に関する農用地利用上の意見照会については、「やむを得ない」という意見を提出します。 それでは、その他ありませんか。
係	長	はい。 2点ほどございます。 手元にお配りしております、利用権物納分を現金に換算する場合の目安として、賃借料情報（小作料）において玄米の農協価格を割り戻した単価変更で対応するという事務局案です。
●●	委員	玄米価格を基準にして金額を設定するのは考え方が逆ではないか。
●●	委員	元々、賃借料情報（小作料）を目安として取り決めたのは借り手

議 長
●● 委員
●● 委員
●● 委員

係 長
●● 委員
係 長

議 長
●● 委員

係 長
●● 委員

係 長
●● 委員
係 長
●● 委員
係 長

●● 委員

係 長

●● 委員

基準であり、去年でいうと販売価格 9 万 6 千円で 8 万円の経費
がかかり、1 万 2 千円になる。1 反あたり 5 俵では地主に 1
俵、借り手は半俵にしかならない。
採算が合わないという相手が出てくる。
計算は大体そうですね、そういう感じですね。
ですよね。
違うのね大体。これ小作料っちゅうのはちゃんと話合いで決めち
ょうとやろ、筑豊地区で。
いやこれはですね、上に書いたようにですね。
市町村の各代表が。
町村会のやつとはこれ別です。
あれとは別です。
町村会はこれよりまだ高いです。
いやあのね、これ金額あと米といいようけどね。。
これ、金額上げよったらね、相当、さっきも言いよったごと作り
手がおらんごとなる。
もうこれは個人的な話合いの結果で決めるべきじゃないかなと思
うわね。
今までそうしてきちょうとやき、なんぼこの小作料が 2 万になろ
うと 3 万になろうと米 1 俵やるとかできまってるしちょうや
ろ。
またこれね、今 2 万も出してね田んぼ作る人はおらん。1 万でも
高いち言いようくらいやき。
何かていうと肥料代と、米の上がった金額を計算して、農薬代の
そっちの方が高くつくき、理屈は米が上がっても一緒。なんぼあ
がってもね。やっぱそこんどこ考慮があるよね。それともう 1 点
聞きたいんやけど、この前も言うたやろ。
中間管理機構を通さにゃいけんことになったきね。
管理機構が物納ができるんかどうか、
いやだからできるからこれで。
そうしたら、管理機構が物納を取りくるんかい。今までどおりや
ろうも。結局、借りた人にもっていかないけんのやろうも。
はい。
金はちゃんと取る、結局金は向こうが扱うとやろ、金だけは。
はい、物納は個人間にしてくれということで。
それも、2 年間の契約だけですね、2 年間っていうのは。
今年 7 年度と 8 年度に結んだ契約については、物納を認めます
よと。
今契約してる、例えば、契約が満了したら、例えば、もう現金に
なるということですか。
そうですね、7 年 8 年の間に結んでなかったらですね。
この 7 年 8 年の 2 年間で結べば、その物納は契約が満了するま
で可能ですよと。
そのときの基準としてこれ、これをもとにしてねっていう。

係 長 もとにしてっていうわけじゃないですよ。
 どうしてもお互いの話し合いがつかない場合は、こういうのがあ
 りますよというところで。

事務局長 もう基準だけ設けておけば、話がしやすいのかなっていうところ
 です。

係 長 はい。
 ●● 委員 2年過ぎたらまた別に何か変わると。
 係 長 だけ、いいようのは、2年間だけは暫定措置なんですよ。
 令和9年度からは、もう現金契約しか認めないよと。
 ただ、7年8年に結んだ期間については。

●● 委員 ならね、物納せないけんところはね、もう利用権を踏まんでしょ
 うやっちゅうことになってくる。
 これもはっきりわかっちゅうことやろ。
 今まで現金で、現金というか金で借りてるところはそれそのまま
 引き継いでいけるけど、物納しようところはね、もうそんなもう
 それできんならね個人的な契約だけしようやということに済むん
 よ。

係 長 それはもう個人同士になれば。
 ●● 委員 どの市町村も一緒やけど、耕作料が減ったら利用権設定が少な
 くなるやろ。
 そんなときのあれがどうするか、もしもその地区がね、例えて言え
 ば基盤整備にかかる時点においてね、基準になっている田んぼが
 物納している田んぼがその中にあったら、何も無い、関係ない
 が、もう。せんならせんちそれまでやん。要するに中間管理機構
 を。

係 長 通さんでもいいですよそれはお互いでね。
 今までどおりこうないないでやって、お互いに納得しとけば別に
 問題ないかなと。

●● 委員 別に中間管理機構と契約せんでもいいという。
 係 長 それはもうお互いが話してそれで納得すれば。
 ●● 委員 やみ小作が増えるということ。
 係 長 そういうことになります。
 ●● 委員 それじゃあ、どの市町村も一緒やけど基準が成り立っていかな
 とよね。
 大体利用権設定をしろということで町のほうがいいよんやから。

事務局長 言いようけど、法が今度強制となったきね。
 ●● 委員 強制じゃないけど、できるだけそうしてくれということで、今ま
 ですずっと利用権してきちょんやが。仮に今度減ってくるたいねか
 なり。

係 長 それはもう。
 ●● 委員 ということは利用権の設定した分で町がある程度、農地の集積が
 できるやろ。ヤミ小作のごとなったら、それができんことなるき
 ね。そこんところがちょっと。

係 長 もうそこまではもう、この今回は。

●● 委員

今、●●さんが心配していることに関しては、心配ないと思います。っていうのは、基本金、お金で地代を支払うようにしても、相手の方が、お米でほしいという方に対しては、自分のところで出来たお米を買ってくださいということで買ってもらえばいい。その単価が、何ちゅうか、それは一定にはならないと思います。例えば僕が作るのは、例えばキロ 300 円なら、300 円。

●●さんはキロ 500 円っていうようなことも当然起こりうると思います。そういうふうに、地権者の方と話して、原則、金納ですよ。

お米がいるときは、じゃあうちのお米を買ってくださいっていうことで買ってもらえば、形としては同じです。

そういうふうにすれば、全然なんというか利用権設定するとか、出来なくなるとか、そういった心配はない。

これに関しては、自分が、先月、事務局で話させてもらったけど、大体がですねずっと思いがあったんですけど。1 俵、金納で 1 万 2000 円、これ基準ですよ。物納で玄米 60 キロ。

これですね。全体の収穫高が、この辺の地域でいうと平均的なところ、多くみても反 8 俵ぐらいです。

その 8 俵の中から、耕うんから、種、苗、田植、稲刈り、乾燥を結び、そして農薬とか肥料とか、というようなことを開けたらですね、大体お金にして 8 万円ぐらい、もうちょっとかかるかと思います。

作業受託料金なんかで計算するとですね。

だから、8 万円かかるとですね。1 万 2000 円を、お米が去年は高かったんですけど、1 万 2000 円で計算すると、8 俵出来て 9 万 6000 円です。

9 万 6000 円から、経費引いたら、8 万円引いたら 1 万 6000 円残るわけですね。

1 万 6000 円残ったうちにも、それには自分の労賃も当然含まれているんですけど、1 万 6000 円を自分は 4000 円。つくった私は 4000 円。田んぼ貸してくれた方には 1 万 2000 円っていうのが、この 1 万 2000 円。

お米、玄米に関しても、何ていうか、同じような感覚で、考えていただいていいんですけど、去年に関してはですね、去年に関しては、大体、皆さん個人差があるように聞いたんで、一概には言えないと思うんですけど、自分ところ。自分とこの田んぼだったり、作業受託でいろいろ稲刈りとかさしてもらったところの分を見してみると、大体 5 俵前後ぐらいでした。1 反の収穫がですね。

俺がた 4 俵ぐらいやき。大赤字。

まあ、5 俵で計算してもですね、さっき言われた何ていうか、農協の単価で計算したら、1 反あたりお金に換算した売上げは、1 万 2000 円かけ 8 俵よりも減ります。

大体、業者さんあたりに上手に売った方はですね、1 俵 2 万、2 万 2、3000 円前後ぐらいで買ってもらったんじゃないかなと思

●● 委員

●● 委員

います。

そうした場合ですね 2 万 3000 円を買ってもらった場合は、何か例年よりも、5 俵売ったとしても、例年よりも、一反当たりの売上げの、お米の売上金額っていうのは増えてます。

それと、物納で納めた方についてはですね、5 俵出来た中の、5 俵出来て、2 万 2、3000 円で、8 万円ペイしようと思ったら、約 4 俵、4 俵弱ぐらい必要なんですね。3 俵半ぐらい。ただ残りの 1 俵半はですね、1 俵地主さんですよ。60 キロですね。30 キロつくった私の手間賃としていただきます。

というのが、去年の状況だったんですね。

これがちょっと何年も続くとはですね、田んぼ借りてるものはもう、払うのがとてもキツくって、その後、今の形を継続していくのもですね。

本来、その辺も、地主さんの方にも理解してもらうべく、何か、基準をですね、見直してということをおこなうとしたらどうだろうか。という思いで先月お話しさせていただいた次第です。

大体がですね、何でもないときでもさっき言ったように、お金で 1 万 2000 円、物納で 60 キロというのは、アンバランス過ぎるはずだと思っていました。はい。

けどもう、どのぐらいがいいかっていうのは、これから話し合っていかなきゃいけないと思うんですけど、自分の思いとしてはそういうところです。よろしくお願いします。

●●委員が、いわゆる請け負ってつくる人が、去年の米価のように高い、そして現金払いのほうが少ないって言った場合は、いわゆる収益性がもうころっと変わってくると、ということなんですよ。

受けて作る方もやっぱり、つくる以上はそれだけの利益が欲しいからつくるんであって、その利益が出ないということになると、もうつくらんよということになると、また荒廃農地が増えると。もう今ほとんどつくってもらってる方については、ほとんどもういわゆる農業機械も持っていない。

またあるいは非常に高齢化でもつukれないということではいわゆる人をお願いしてつくってもらっておるという中であるのが今普通じゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、そういう荒廃農地を出さないためにもですね、やはり、1 筆でも、1 反でもつくっていただくということを考えると、やはりつくる人が利益を生むようないわゆる小作料を、いわゆる常備のですね、設定をしていくのはいいんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろ聞くと●●町のほうですけども、作ってあげると、その代わり小作料はないですよということもあるようです。

そういうところについてはつくってもらってるけども、ただ、貸した人は自分でお米を買って食べなきゃいけない。

というような地域もぼつぼつ始めております。

そういうことでもう高齢化で、全く手が出せないというところの農地をやっぱりつくる人に守ってもらうという中で、これから先は小作料を払うんじゃなくて管理料を取られる時代が来るんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、やはりつくる人が意欲的につくれる小作料というのようなものを取決めていくのが1番いいんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど事務局のほうから一応、現金を1万2000円を基本として考えた数字で、先ほど事務局から発表していただきました。そういう部分でですね、皆さん方の御意見が、御承諾いただけるならば、川崎町農業委員会も、現金を、つまり基本としたところの小作料ということで、いわゆる1反あたりが1万2000円なら、1万2000円で、これを米換算に直したところの物納支給と、こういうような形のもので一旦これで取組したらどうなのかなというふうに思います。

最終的には個人間同士の話で決着があると思いますけれども。あくまで基準としてはですね、現金の1万2000円あるいは1万円、ここを基準としての小作料というものを考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがなものでしょうか。

●● 委員

はい。

いいと思います。

●● 委員

あとはもうね、借り手と貸し手の話合いで。

会長が今言われたような方向はいいと思うんですけども、これは、町の広報誌に載るんですよ。

例えば、私もあるんですけど、私のお客さんですけど、地主の方が県外も含めて町外の方、町外の方はこれ知らないと思うんですよ。その方々にも告知していただけたらいいなと思うんですけどいかがでしょうか。

●● 委員

それはしかし、

それについてちょっといいですか。

はい。

これですね、今、皆さんの御手元にある地代ですね。

5年かもうちょっとぐらい前に、もう、町の地代改定の会議がありまして、それにたまたま私と●●君と一緒に、出していただきまして、そのとき、決めたこと、こんなふうに決めさせてもらったんですけど、それまでは、もう一律、1反幾いくら物納だったら幾いくら、どのぐらいっていうのが、基準で、上限下限、3割ずつの範囲内で、地権者と耕作者との話合いの中で決めてくださいというのが基準なんです。

それで、耕作者の側からすると、何ていうか、例えば一反1万2000円、玄米60キロと決まるとこれ一つしかなくてですね、なくなってしたときに、3反の田んぼが1枚の田んぼもあります。片や、1反が3枚に分かれた田んぼもあります。

だけどなんていうか、なかなか話すときに、3反一町の田んぼは、条件がいいから上げましょうっていう話をつくらせてもらう側にしても、話しづらいです。

逆に、条件が悪いところも条件が悪いから安くさせてくださいっていう話もしにくいです。つくる側から。

ただ、そういったことを踏まえて、段階を踏んで、基準を決めたら、もうおたくの田んぼは、この上から、例えば、上から、六つ区分が、6段階あるところの何番目だから、このぐらいの地代になりますよというのが提示出来て話しやすいから、そんな基準を、つくったらどうだろうかということを提案したら、農林商工課の事務局から出してくれた表がこれです。

さっき●●さんが言われた県外の方、そしてそのときにですね、これは広報に載りました。

県外の方とか、ここら辺の地元の方もそうなんですけど、広報に載ったページを、僕はみんなコピーして、そして、このお宅の田んぼは、さっき言った、田んぼが何枚もあったらですね、

この田んぼは、1番上です。

これは3番目です。

これは5番目です。

というものを明示して、そして、それをもって、地権者の方に話しました。

遠い方に関しては郵送で送ったりとかして、知らせました。

これをするによってもう、はい、随分なんていうか、地代が適正になったなってそのとき思いました。

負担も軽くなりました。

議長

県外の方は、いわゆる契約者しか分かんからな。

●● 委員 契約者がそれを、●●さんが言うように送って。

●● 委員 もうそのページをコピーして送るしかない。

送ったらいいと思うんです。

●● 委員

満期が来るから、その、いつまでやったかっていうのを、把握しとけばいいけど把握していないというケースがあって、地権者も知らない、今までこうやったけど、どういう基準があってという事が、本当、町として決まったっていう事が、きちんと、町としてこうだっていうのが分かる様に知らせる。というのは町を介してやっとするからですね。

だからこういう変わったら、そういった人たちにも町から送るかすればいいんじゃないかなと。個人的にこうなんですよ、いやこれ町が決めたというほうが信用というか。わからんけどね。

そのまま、載った広報を貰ってしてもいいかなと思います。

なんかちょっと思ったんですけど。

事務局長

広報誌に載ったやつやったら、広報誌に載ったそのページのコピーで多分、間違いはないかな。

ただ、これだけだと多分本当にという事になるかもしれないけど。

●● 委員 僕は広報のページをカラーコピーして、そして、届けました。
要は次の契約からもうこれ、この基準でどうですかっていうのはもう個人的に。

●● 委員 そうですね。
係 長 後はもうお互いで話し合ってくださいと。
事務局 長 川崎町が出した基準的なもので。
後はもうお互いの協議の中で。

●● 委員 分かりました。はい。
議 長 ということで、小作料についてはあくまでも、契約、この場合は1万2000円が最高ですが、ここを基準に玄米単価が変わっても、これを基準に玄米単価を出すということでまとめていいですかね。

●● 委員 いいですか。
係 長 さっき、事務局がおっしゃっていた農協の1万6800円の買取り価格はちょっと安過ぎると思います。
いや、見たらですね。
9月発表のでは、農協の買い取り60キロ、3等米やないかい。

●● 委員 そうなんですかね。
●● 委員 いや、農協もですね、そこまで安くなかったはずですよ。
●● 委員 あのね、2等米でね確か1万7700円やなかったかな。
議 長 たしか1万7千なんぼやった。
●● 委員 それから、また何ていうか、ずっと販売して、プラスが出たら、購買する金額もあるじゃないですか。
そしたら、何ぼ最低でもですね、去年のお米に関しては2万円はくだらんとおもいます。

係 長 で2万円で計算した場合は36キロになると。
●● 委員 2万円で計算したら36キロ。
係 長 先ほど私が言った1万6800円で計算したら、42.8キロ、約43キロになるから、この2万円でいけば、大体相場のところかなと。今現在この川崎町。

●● 委員 ちょっといいですか。
さっき自分が言ったんですけど、そもそもこの1万2000円。60キロっていうものも、決して、何ていうか、耕作者と地権者とフェアじゃない数字だっていうことを1番に言いましたよね。もうちょっとそれをフェアに近づける意味を持って、この1万2000円というのはちょっと今回動かすところは少ないと思うんですけど、現在、物納に関しては、もう思い切って30キロで、もういいんじゃないかと自分は思います。
そうしたら後々の分に関しても、計算がしやすいし、切りがいいかと思えます。

係 長 なるほど。
●● 委員 大体、去年のお米、農家、手放した金額にすると、2万4～5000円ぐらいっていうのを、聞いたところです。

議	長	そのあと、今、何かもっとあがって流通しているみたいです。 一応、これについてはですね、この令和5年度でいけば基本料金が金額1万2000円ですが、ここを例えば1万2000円あるいは1万円というようなものを基準して先ほど言った、玄米価格の価格によって物納のところの数字が変わってくる。 こうすることで一応、金額的なものの試算をですね、もう1回事務局のほうでやっていただいて、来月の農業委員会総会の中で、もう一度協議するということによございますかね。
委	員	はい。
議	長	よろしくお願いします。 はい。 一応、小作料については一応そういうことであります。 ほかに何かありますか。
係	長	はい。
議	長	はい。
係	長	もう1点ありまして、先月の総会の際にもお話ししておりますけれども、1月ですね、28日に、県の研修大会があります。 一応、バスのほうは予約してますけれども、出席可能な方、研修大会とですね、新年会がありますので、まず研修大会に出席可能な方、挙手をお願いしたいと思います。 ●●さんは直接ですね、●●さんも直接ですね。 今、●●委員と●●さんと、●●委員と●●委員はバスでいいんですよね。
議	長	事務局側から、連絡自体はあとで一応出欠確認とって。あと新年会を予定してますんで、その出席も、あとで連絡をいれて。
係	長	はい、後はもう各個人で連絡いれましょうか。
委	員	何時ですか。
係	長	現地がですね。 研修大会が1時から3時半までで、現地在福岡国際会議場の3階という形になっています。
委	員	いやいや、新年会
係	長	新年会も同日ですね1月28日。 5時半からという形で例年とおりですね、研修会が終わった後。
●●	委員	参加、ちょっと、今ね、28日。
係	長	どっちもですか。
●●	委員	どっちも研修大会も新年会も、研修会、ぎりぎりちょっと無理。
係	長	●●さんは研修大会と、新年会はパスってということですね。 先ほどの●●さんと●●さんも、新年会のほうは。 ●●さん出ますね。●●さんもよろしいんですかね。 あとはまた私のほうからまた連絡をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議	長	ほかにないですかね。 ないようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了しました。

次回の総会は2月の10日、1時30分から開催します。
時間の間違いの無いようお願いいたします。
以上、川崎町農業委員会1月総会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉会 14 時 24 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員

●●番委員

議 長